

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十六条の二第二項の規定を実施するため、平成十九年総務省告示第一号（電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>三 評価の方法</p> <p>1 評価は、原則として、調査の対象である周波数帯の周波数の電波を使用する電波利用システムについて、次に掲げる事項を分析することにより行うものとする。</p> <p>(1) 電波の利用状況の調査等に関する省令第五条第一項に掲げる事項の調査結果及び同条第六項の規定に基づく調査結果</p> <p>(2) 電波法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画において、周波数の使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している電波利用システムについては、その条件への対応の状況</p> <p>(3) 新たな電波利用システムに関する需要の動向</p> <p>(4) 電波の利用状況の調査の評価結果に基づき総務省が策定及び公表している具体的な周波数の再編に関する取組（周波数再編アクションプラン）への対応の状況</p> <p>2 電波の利用状況の調査等に関する省令第五条の二に規定する重点調査の対象となる電波利用システムについては、前号のほか、電波の利用時間、地域その他の必要な事項を指標とした電波の利用の度合いを分析することにより評価する。なお、指標別の利用の度合いについては、評価に際し、一定の基準を示すものとする。</p> <p>3 前各号の評価にあたっては、次の(1)及び(2)に規定する事項を考慮し、総合的に行うものとする。</p> <p>(1) 電波の利用を廃止し、又は変更した場合、次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性</p> <p>ア 国の安全確保及び公共の秩序維持等のための電波の利用</p> <p>イ 非常時等における国民の生命及び財産の保護等のための電波の利用</p> <p>ウ 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用</p> <p>エ 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれらに貢献するための電波の利用</p> <p>(2) 電波の利用形態に応じた災害等の対策や継続的な運用を確保するための取組の状況</p>	<p>三 評価の方法</p> <p>評価は、原則として、調査の対象である周波数帯の周波数の電波を使用する電波利用システムについて、次に掲げる事項を分析することにより行うものとする。</p> <p>1 電波の利用状況の調査等に関する省令第五条第一項に掲げる事項の調査結果及び同条第六項の規定に基づく調査結果</p> <p>2 電波法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画において、周波数の使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している電波利用システムについては、その条件への対応の状況</p> <p>3 新たな電波利用システムに関する需要の動向</p> <p>4 電波の利用状況の調査の評価結果に基づき総務省が策定及び公表している具体的な周波数の再編に関する取組（周波数再編アクションプラン）への対応の状況</p> <p>留意事項</p> <p>評価は、電波の利用を廃止し、又は変更した場合、次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性に留意して行うものとする。</p> <p>1 国の安全確保及び公共の秩序維持等のための電波の利用</p> <p>2 非常時等における国民の生命及び財産の保護等のための電波の利用</p> <p>3 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用</p> <p>4 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれらに貢献するための電波の利用</p>